

教員研究旅費配分基準の一部改正について

改正理由：委員会等の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p style="text-align: center;"><u>国立大学法人東京学芸大学教員研究旅費等配分基準</u></p> <p><u>第1</u> 教員研究旅費の配分額は、毎年度の現員数に応じ別表の区分欄ごとに、対応する配分係数に配分単価を乗じて得た額とする。</p> <p><u>第2</u> 学生引率実地指導旅費は、各部署の学生引率実地指導に必要な旅費（以下「引率旅費」という。）及び地方又は島しょの教育実習に必要な旅費に充てるものとする。</p> <p><u>2</u> 配分予算額（以下「配分総額」という。）の85%を当該教室等に配分する。</p> <p><u>3</u> 配分総額の15%を、前項に基づき配分することとなる教室以外の教室で引率旅費の配分を必要とする教室に配分する。</p> <p><u>第3</u> <u>第1及び第2の配分方法及び配分額については、教育研究評議会予算専門委員会（以下「専門委員会」という。）の検討を経て、教育研究評議会が決定する。</u></p> <p><u>第4</u> <u>この基準の改廃は、専門委員会の検討を経て、教育研究評議会が決定する。</u></p> <p><u>第5</u> <u>この基準に定めるもののほか、教員研究旅費等の配分に関し必要な事項は、専門委員会が別に定める。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この基準は平成20年5月29日から施行し、平成20年4月1日から適用する。</u></p>	<p style="text-align: center;">教員研究旅費配分基準</p> <p><u>〔学部・修士〕</u></p> <p><u>A. 教員研究旅費</u></p> <p><u>1.</u> 配分額は、毎年度の現員数に応じ別表の区分欄ごとに、対応する配分係数に配分単価を乗じて得た額とする。</p> <p><u>B. 学生引率実地指導旅費</u></p> <p><u>1.</u> 学生引率実地指導旅費は、各部署の学生引率実地指導に必要な旅費（以下「引率旅費」という。）及び地方又は島しょの教育実習に必要な旅費に充てるものとする。</p> <p><u>2.</u> 配分予算額（以下「配分総額」という。）の85%を当該教室等に配分する。</p> <p><u>3.</u> 配分総額の15%を第2項に基づき配分することとなる教室以外の教室で引率旅費の配分を必要とする教室に配分する。</p>

## 別表

区 分		配分係数	該当数
1	各学系長, 附属図書館長	1.2	5
2	A 教育実践研究支援センター長, 国際教育センター長, 教員養成カリキュラム開発研究センター長	0.7	3
	B 環境教育実践施設長, 留学生センター長	0.6	2
	C 保健管理センター所長, 情報処理センター長, 現職教員研修支援センター長, 学生相談センター長, 学生キャリア支援センター長	0.5	5
3	講座及び施設・センター所属教員	1.0	現 員

## 別表

区 分		配分係数	該当数
1	各学系長, 附属図書館長	1.2	5
2	A 教育実践研究支援センター長, 国際教育センター長, 教員養成カリキュラム開発研究センター長	0.7	3
	B 環境教育実践施設長, 留学生センター長	0.6	2
	C 保健管理センター所長, 情報処理センター長, 現職教員研修支援センター長, 学生相談センター長, 学生キャリア支援センター長	0.5	5
3	講座及び施設・センター所属教員	1.0	現 員

**【申し合わせ事項】**

1. Bの第3項に基づく配分については, 教育・研究経費の配分に関する専門委員会の審議を経て, 財務委員会で決定する。